

## 四日市市告示第392号

地域密着型サービスについて、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の5第2項の規定に基づく届出書を受理したため、法第78条の11及び四日市市地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年規則第50号）第7条の規定に基づき、次とおり告示する。

令和2年7月3日

四日市市長 森智広

1 介護保険事業所番号

2470203221

2 事業所の名称

手料理デイサービスセンター桃李笹川

3 事業所の所在地

三重県四日市市笹川八丁目68番地4

4 申請者の名称

合同会社カノナ長寿サポート

5 申請者の主たる事務所の所在地

三重県四日市市笹川八丁目68番地4

6 代表者の氏名

野田 伸子

7 廃止年月日

平成30年10月16日

8 サービスの種類

地域密着型通所介護

（健康福祉部介護保険課）